

愛媛県教育委員会 3月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成27年 3月25日（水）午後 3時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員会

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正

指導部長 北須賀逸雄

教育総務課長 土井一成

教職員厚生室長 伊藤 理

生涯学習課長 越智 孝

文化財保護課長 藤田 享

保健体育課主幹 平井繁樹

国体競技力向上対策室長 村山俊一郎

義務教育課長 吉田慎吾

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 峯本陽子

特別支援教育課長 西原昇次

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 3時00分開会を宣する。

委員長 議事の議案第19号愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について及び議案第20号から議案第23号までの公立小中学校教職員の懲戒処分4件については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 2月定例会会議録の承認

委員長 2月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○平成27年 2月定例会県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成27年 2月定例会県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

委員長 自転車のヘルメット着用について、今朝も新聞で大きく報道されていたが、順調に進みそうか質問する。

高校教育課長 いろいろ非難の報道や、生徒もいろいろな意見を言っているが、ヘルメットをかぶりたいというふうな意見もあるため、今後各学校で啓発活動を継続し、全員で気持ち良くかぶれるような形をとっていきたいと思っている旨回答する。

委員長 トラブルなく順調に進むよう期待している旨意見を述べる。

協委員 国体も、オリンピックもあるので、ジュニアアスリートの育成が非常に大事なことだと思うが、行き過ぎた指導等が起きないように、チェック体制をしっかりと作ってお願いしたい旨意見を述べる。

○愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過について

教職員厚生室長 愛媛県奨学資金貸付金の滞納者を被告とする返還請求訴訟の第一回口頭弁論が行われ、本人欠席のまま結審し、県側の請求を全て認める判決が言い渡された経過について報告する。

○「八束家住宅主屋ほか」の国登録有形文化財（建造物）の登録について

文化財保護課長 松山市に所在する八束家住宅の主屋、蔵、待合が、去る3月13日に開催された国の文化審議会の審議・議決を経て、登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申された旨、特徴及び評価された事項並びに今後の動向について報告する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第6号を上程する。

○議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備等に関する規則について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されることにより、規定を整理する等のため、これらの規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第7号を上程する。

○議案第7号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例等

の一部を改正する条例が施行されることに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例を定めるため、規則を制定する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第8号及び議案第9号を上程する。

○議案第8号 愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について①

○議案第9号 愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について②

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 平成20年の公益法人制度改革から5年が経過し、特例民法法人から公益法人又は一般法人への移行期間が終了したこと等に伴い、関係規則の一部を改正する原案及び教育委員会事務局の組織を改めるため、愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する原案を説明する。

委員長 図書館の庶務係を廃止し、担当係長を設置することについて、事務効率化を図るためという説明だが、庶務係が行っていたことと、新しい職で効率的に処理できる内容について具体的に質問する。

教育総務課長 庶務係を廃止し、担当係長を設置することについては、基本的に業務内容が大きく変わるものではないが、係を簡素化し、よりスリムにするとともに機動力を高めるということで組織改正をしようとする旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第10号を上程する。

○議案第10号 愛媛県教育職員の免許に関する規則等の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 法律及び文部科学省令の改正に伴い、関係規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 意見を求める。

堺委員 保育教諭はどういう方で、どこで認定が取れるのか質問する。

義務教育課長 幼稚園教諭の免許と保育士の資格を併せ持っている方に対して出されるものである旨、幼保連携型認定子ども園で保育教諭を置かなければならないという決まりができたため、この規則改正になった旨回答する。

委員長 幼稚園の免許を持っている人も保育士の資格を持っている人

も保育教諭になるということか質問する。

堺委員 両方持っていないと保育教諭になれない旨意見を述べる。

委員長 2つ持っていないといけない保育教諭の方が難しいということか質問する。

堺委員 幼稚園教諭免許だけとか保育士資格だけではいけない旨意見を述べる。

教育長 暫定的に、簡素化したような形で両方の免許が取れる旨、幼稚園教諭は保育士免許、保育士は幼稚園教諭、そういうことで暫定的に措置を取る旨回答する。

堺委員 以前は、保育士は高校卒業後も取れたが、幼稚園教諭は短大や大学でないと取れないところを簡素化して取れるようにしたということか意見を述べる。

教育長 講習で取れる旨回答する。

協委員 四国中央市で委員をしている時に、幼保か保育園かの民営化に携わったことがあるのだが、民営化に対しては特に支障になることはないか質問する。

義務教育課長 幼保連携型の場合の県の関わり方については、私立の幼保連携型に対しては、知事が認可をする立場である旨、それに対して、公立においては届出制になっている旨、特にその点においてのみの関わりしかなく、問題点についてはまだ整理されてない旨回答する。

協委員 民営化に対して、特に支障になるようなことさえなければよい旨意見を述べる。

義務教育課長 支障はない旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第11号を上程する。

○議案第11号 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 新居浜特別支援学校川西分校の設置に伴い、愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第12号を上程する

○議案第12号 愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されることにより、教育委員長印を廃止するため、この訓令の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第13号を上程する

○議案第13号 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育委員会事務局及び教育機関の組織改正により関係規則が改正されることに伴い、関係する訓令の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第14号を上程する。

○議案第14号 愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

委員長 議案説明を求める。

教職員厚生室長 学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、健康診断の検査項目を変更するため、愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の一部を改正する原案を説明する。

委員長 意見を求める。

堺委員 その他必要な検査というのは具体的にはどんな検査があるのか質問する。

教職員厚生室長 医師が適当と認めるとのことなので、今はエックス線のバリウムが主であるが、例えば胃カメラや、血液検査でペプシノーゲン検査というようなものが想定される旨回答する。

堺委員 必要があれば、胃カメラも胃検診の中に組み込まれるということか質問する。

教職員厚生室長 医師が必要と判断した場合である旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第15号を上程する。

○議案第15号 許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱等の一部を改正する等の要綱につ

いて

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 要綱に定められている教育委員会の許認可事務について、公益法人制度改革から5年間の移行期間が満了したことに伴う整備等を行うため、許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱等の一部を改正する原案を説明する。

委員長 特別免許状の授与期間が40日と、4倍の長さになっており、説明では実態を踏まえてということだが、実態はどうか質問する。

教育総務課長 標準処理期間を設定した当初は、具体的な事務が想像できず、想定の上で審査に6日間、起案をして意思決定までに2日間、さらに決定した免許状を送付するのに2日間の10日間としていたが、実際には、教員免許法の規定により、特別免許状の授与に関しては、あらかじめ学識経験者から意見を聞かなければならないため、意見聴取に係る期間というのが、推薦依頼を出すとか、それに伴う文書を出す、あるいは推薦書を提出する、意見聴取の依頼を意思決定する、文書を送付する、意見書を出すなど、実際に30日分必要であるということで、一見処理が遅れるように見えるが、実態に即した形にする旨回答する。

委員長 元々時間がかかっており、実態に合わせるということで理解した旨意見を述べる。

堺委員 実際に特別免許状を授与した例について質問する。

義務教育課長 件数については把握していないが、大学の教授等に許可を取りに行っているため、件数は積み重ねていると思う旨、その際に日数がかかりかかるということで、こういう形になったため、申請はかなり出ていると考えている旨回答する。

委員長 40日かかっても、特別免許状を取得した人が実際に授業をするような場合に支障はないか質問する。

義務教育課長 支障は出ていない旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第16号を上程する。

○議案第16号 教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育委員会事務局組織規則が改正されることに伴い、教育事務所の名称、位置及び所管区域に係る教育委員会告示の一部を改正する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第17号を上程する。

○議案第17号 知事の権限に属する事務の一部の補助執行について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 知事の権限に属する事務の一部の補助執行に関し協議のあったことについて同意する原案について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第18号を上程する。

○議案第18号 愛媛県指定有形文化財の指定の解除、愛媛県指定無形文化財の保持者の追加認定及び愛媛県指定天然記念物の指定について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県文化財保護条例第11条第1項、第26条第5項及び第37条第1項の規定に基づき、愛媛県指定有形文化財の指定を解除し、愛媛県指定無形文化財の保持者を追加認定し、及び愛媛県指定天然記念物を指定する原案について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

○教職員の報賞について

教育総務課長 死亡した教育委員会事務局係長に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

○教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立小学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

○教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立中学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規

程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

議案審議

委員長 議案第19号を上程する。

○議案第19号 愛媛県教科用図書選定審議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条の規定により、委員15名を任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第20号及び議案第21号を上程する。

○議案第20号 公立小学校教員の懲戒処分について

○議案第21号 公立小学校長の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 体罰を行った公立小学校教諭及び監督責任者として校長を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 意見を求める。

協委員 一般社会から考えると、教諭に対する処分が非常に軽いような気がする旨、不適格だと思う旨意見を述べる。

委員長 処分が軽いのではないかという意見があったが、どう思うか意見を求める。

攝津委員 何歳か質問する。

義務教育課長 46歳である旨回答する。体罰はもちろん許されるものではないが、常にこういう指導ばかりをしていたわけではなく、非常に指導効果も上げている旨、過去の事例、処分事案と比較すると実はかなり処分を重くしている旨回答する。

副教育長 処分に関しては、標準の基準があり、1か月の障害を与え、なおかつその指導方法が不適切という場合は、戒告又は減給ということになっており、過去に比べると重い処分になっている旨回答する。

協委員 本当に障害のある子どもに対しての知識があるのかどうか、それをわかっていながら怪我を負わすというのは納得できない旨、決まりであるのであれば、もうあえて言わないが、少し不適格じゃないかと思う旨意見を述べる。

関委員 事例だけ聞くと確かに今言われたこともよく分かるが、通常

のこれまでの指導状況がどうだったのかということが大変大事である旨、特別支援学級の生徒はいろいろなタイプがあるので、どういうふうに指導して、その発達を助けていくかということは大事なことだと思う旨、熱心に指導をしていたという見方もできるということなので、今聞いただけでその判断をするというのは大変難しいと思う旨、一応規程にのっとった処分という形で処分をするのであれば、今後の経過も十分に見た上で、再度そういうことが起こらないようにしてほしいと感じる旨意見を述べる。

委員長 処分案そのものはいいと思うが、処分の時にいろいろお話もすると思うので、その時には少しくつめの訓示をし、処分書を渡してもらいたい旨、その後の状況をまた観察するよう意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第22号及び議案第23号を上程する。

○議案第22号 公立中学校教員の懲戒処分について

○議案第23号 公立中学校長の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 理科薬品を紛失させた公立中学校教諭及び監督責任者として校長を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉 会

委員長 午後4時18分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。